

領事出張サービス（武漢市）：1月26日（土）

当館は2019年1月26日（土）、武漢日本商エクラブのご協力をいただき、武漢市にて「領事出張サービス」を行います。サービス内容は以下のとおりです。是非ご利用ください。

領事出張サービスを利用する方は、1月22日（火）までに日本大使館領事部にお申し込みください。来場時間は予約制です。希望の時間帯がある方は早めにお申し込みください。

■日時：2019年1月26日（土）9：00～11：30

■場所：瑞穂銀行（中国）有限公司 武漢支店

（住所：武漢市漢口解放大道634号新世界中心A座5楼）

◎必ずパスポート（原本）を持参してください。

■予約申込先（メール）：日本大使館領事部（締切：1月22日（火））

【件名：武漢サービス（〇〇）←（ ）内に姓を記入】

1. 名前、パスポート番号
2. 電話番号
3. 希望時間（9時、10時、11時）
4. サービス内容（【1】在留証明、【2】署名ぼ印証明、【3】その他の証明、【4】①旅券の申請、②旅券の受取り、【5】戸籍、【6】在外選挙）を記入し、メールを zairyu@pk.mofa.go.jp に送信してください。

※【1】在留証明、【2】署名ぼ印証明、【3】その他の証明の方は、来場時間の予約後、事前のメール申請も必要です。以下の■申請方法をよくご覧ください。

■サービス内容は、以下のとおりです。

【1】在留証明（**要予約**）

※来場時間の予約後、事前メール申請もお願いします。

以下の■申請方法をご覧ください。

【2】署名及びぼ印証明（**要予約**）

※来場時間の予約後、事前メール申請もお願いします。

以下の■申請方法をご覧ください。

【3】「同一人物証明」「出生証明」「婚姻証明」「戸籍記載事項証明」（**要予約**）

※来場時間の予約後、申請する証明書の種類をメールでご連絡ください。

詳しい申請方法をご案内します。

※「警察証明」は出張サービスの対象外です。

【4】①旅券の申請（要予約）、②旅券の受取り（要予約）

※1月22日（火）までに大使館で申請した方は、当日武漢で受取り可能。

当日武漢で申請した方は、1月29日（火）から大使館で受取り可能。

※旅券の査証欄の増補は出張サービスの対象外です。

【5】戸籍関係届出（要予約）

※来場時間の予約後、届出の種類について事前メール送信をお願いします。

【6】在外選挙人登録（要予約）

【7】在留届の受付（予約不要）

【お問合せ先】：在中国日本大使館（領事部）電話：010-6532-2628

■申請方法（必要書類等）

【1】在留証明（要予約、1月22日（火）まで）

○在留証明の概要、手数料等については、[こちら](#)をご参照ください。

○1月22日（火）までに以下の内容をメール zairyu@pk.mofa.go.jp にてご連絡ください
（このメールを申請書として扱います）。またメール送信後、必ずお電話（010-6532-2628）
ください。

○[在留証明申請書（記入例）（PDF）](#)

○[在留証明申請書（PDF）](#)

○[在留証明申請書・日本年金機構提出用（PDF）](#)

【大使館領事部宛 E-mail（在留証明）】 =====

（件名）1月22日出張サービス・在留証明の申請（〇〇）←（ ）内に姓を記入

※在留証明申請書（記入済）をメールで添付送付する方は、以下の本文は不要です。添付資料（パスポート（顔写真のページのみ）、現住所を立証する公文書、申請書）をメール送付してください。

また、在留証明の発行には当館に在留届が提出されていることが前提になりますので、下記【7】『在留届の受付』を参照し、事前の登録をお願いします。

（本文）

1. 受け取る出張サービスの月日、場所：1月26日武漢
2. 申請者の名前：
3. 申請者のパスポート番号：
4. 申請者の生年月日（西暦）：
5. 日中の連絡先（携帯電話番号）：
6. 必要部数：

7. 在留証明に本籍地を記載する必要があるか否か：【注1】
8. 記載する必要がある場合の、本籍地（番地まで）：
9. 申請理由：【注2】
10. 在留証明の提出先：【注2】
11. 在留証明に記載する現住所（日本語）：中国湖北省武漢市〇〇区〇〇路〇〇号〇〇公
寓〇〇室等

（メールに添付する資料）

1. パスポート（顔写真のあるページのみ）【注3】
2. 現住所（及び定めた年月）を立証する公文書（臨時住宿登記表）【注3】

=====

【注1】 旅券の顔写真のあるページには、本籍地が記載されています。在留証明書に本籍地を記載する必要がある場合、それぞれが一致している必要があります。

【注2】 理由、提出先が複数ある場合は、それぞれ「〇〇について、〇通」と明記してください。

【注3】 当日は原本を持参してください。

※事前メール申請がない場合、当日証明書の発行はできませんので、ご了承ください。

【2】署名及びば印証明（**要予約**、1月22日（火）まで）

○署名及びば印証明の概要、手数料等については、[こちら](#)をご参照ください。

○1月22日（火）までに以下の内容をメール zairyu@pk.mofa.go.jp にてご連絡ください（PDF形式の申請書が記入できない場合は、このメールを申請書として扱います）。またメール送信後、必ずお電話（010-6532-2628）ください。

○[署名証明申請書（記入例）](#)

○[署名証明申請用紙（PDF）](#)

【大使館領事部宛 E-mail（署名及びば印証明）】=====

（件名） 1月26日出張サービス・署名証明の申請（〇〇）←（ ）内に姓を記入

※署名証明申請書（記入済）をメールで添付送付する方は、以下の本文は不要です。添付資料（パスポート（顔写真のあるページのみ）と申請書）をメール送付してください。

（本文）

1. 受け取る出張サービスの月日、場所：1月26日武漢
2. 申請者の名前：
3. 申請者のパスポート番号：
4. 申請者の生年月日（西暦）：
5. 日中の連絡先（携帯電話番号）：

6. 現住所：

7. 日本の住民登録を抹消しているか否か：（ 抹消しています。／ 抹消していません。）

8. 提出先関係機関が、大使館の証明を要求していますか？（日本の住民登録（印鑑登録）を抹消していない方のみ回答してください）：

9. 希望する証明は、①添付する書類（署名・ぼ印を行う書類）がある形式（形式1：貼付型）か、②単独の形式（形式2：単独型）か、

【注】署名証明には、①日本の提出先から指定された用紙に「署名及びぼ印」をしたものを証明する形式（形式1：貼付型）と、②「署名及びぼ印」だけを当館の用紙に行う単独の証明形式（形式2：単独型）があります。①（形式1：貼付型）については、日本から送られた用紙には何も記入しないで大使館に事前に送付し、当日会場で大使館職員の面前で「署名及びぼ印」を行う必要があります。

10. 必要部数： 貼付○通、 単独○通

11. 署名及びぼ印証明の使用目的及び提出先：

12. その他特記事項：

（メールに添付する資料）

1. パスポート（顔写真のあるページのみ）※当日は原本を持参してください

2. 申請書（申請書 PDF を印刷し記入してください）

=====

【注】形式1：貼付型（貼付する書類がある）の場合、大使館で事前に一对の証明書として作成する必要があるため、上記メール送信とともに、必ず1月22日（火）（当館必着）までに当該書類（原本）を送付願います（送付先：〒100600 北京市朝陽区亮馬橋東街1号 在中国日本国大使館領事部）。なお、万が一送付していただいた「貼付する書類」が大使館に届かなかった場合（中国郵政、宅配業者による紛失）、当館は責任を負うことができませんので、予めご了承願います。また、署名・ぼ印は、出張サービス会場で大使館職員の面前で行っていただきますので、必ず署名・ぼ印を行う前の状態で送付願います。

※事前メール申請がない場合、当日証明書の発行はできませんので、ご了承願います。

【3】「同一人物証明」「出生証明」「婚姻証明」「戸籍記載事項証明」

（要予約、1月22日（火）まで）

○上記証明の概要、必要書類等については、[こちら](#)をご参照ください。

○1月22日（火）までに以下の内容をメール zairyu@pk.mofa.go.jp にてご連絡ください。またメール送信後、必ずお電話（010-6532-2628）ください。詳しい申請方法をご案内します。

（件名） 1月26日出張サービス・○○証明の申請（○○）←（ ）内に姓を記入

（本文）

1. 受け取る出張サービスの月日、場所：1月26日武漢
2. 証明の種類：「同一人物証明」「出生証明」「婚姻証明」「戸籍記載事項証明」
3. メール送信者の名前、パスポート番号（日本人でない場合は不要）：
4. 証明書の提出先：
5. 証明書の提出理由：
6. 証明書の必要部数：
7. 日中の連絡先（携帯電話番号）：

【4】①旅券の申請、②旅券の受取り

①旅券の申請（要予約）

○ 必要書類：必ず [【パスポート関係手続き時の必要書類のご案内】](#) もご参照ください。

【新規申請】パスポート、6か月以内発行の戸籍謄本、写真1枚※

【切替申請】パスポート、写真1枚 ※氏名、本籍地等に変更がない場合、戸籍謄本の省略可能（本籍地は番地まで記入しますので、事前に調べておいてください）

※写真サイズ：縦4.5cm 横3.5cm（顔の長さが3.2～3.6cm）、6か月以内撮影、無背景（白色が望ましい）

ただし、幼児及び未成年の申請は、必ず事前に大使館領事部（010-6532-2628）にご連絡ください。

○申請書：自宅などで申請書をダウンロードし、入力・印刷ができる[パスポートダウンロード申請書](#)もご利用ください。また、当日会場にて申請書用紙に記入していただいても結構です。

○今回領事出張サービスで申請しますと、1月29日（火）より大使館で旅券を受け取ることができます。

②旅券の受取り（要予約、1月22日（火）までに大使館で申請）

1月22日（火）までに大使館で申請した方は当日武漢会場にて受け取ることができます。大使館での旅券申請時に「武漢出張サービスでの受取り」希望と大使館窓口で事前に申し込んでください。なお、旅券の発行日は、申請を受理した日の翌開館日になります。

【5】戸籍関係届出（要予約、1月22日（火）まで）

○各種戸籍関係の届出の概要、必要書類等については、[こちら](#)をご参照ください。

○1月22日（火）までに以下の内容をメール zairyu@pk.mofa.go.jpにてご連絡ください。またメール送信後、必ずお電話（010-6532-2628）ください。

【大使館領事部宛 E-mail（戸籍）】=====

（件名） 1月26日武漢出張サービスでの戸籍関係届出について

(本文)

1. 届出を行う出張サービスの月日、場所：1月26日武漢
2. 届出の種類：出生届、婚姻届、認知届、死亡届、離婚届、その他(〇〇届)
3. メール送信者の名前、パスポート番号(日本人でない場合は不要)：
4. 日中の連絡先(携帯電話番号)：
5. その他特記事項：

=====

【6】在外選挙人登録(要予約、1月22日(火)まで)

※日本での住民登録を抹消した満18歳以上の方がご登録いただけます。

在外選挙の登録の受付を行ってから、実際に選挙が出来る手続きが完了するまでに2か月程度を要します。選挙の直前に登録申請をしても投票は出来ませんので、ご注意ください。当日会場に用紙を用意していますので、会場で記入いただいても結構です。なお、事前の記入を希望の方は、用紙をダウンロードし、(用紙は[こちら](#)から)必要事項を記入した用紙とパスポートをお持ちください。また、当館に在留届が提出されていることが前提になりますので、次の【7】『在留届の受付』を参照し、事前の登録をお願いします。

【7】在留届の受付(在留届のみの方は予約不要です)

※海外で3か月以上居住される方、転居された方、帰国される方は届出が必要です。

(1) インターネットで登録ができますので、[こちら](#)から登録ください。(来場不要)

(2) 当日会場での届出を希望の方は、事前に[用紙をダウンロード](#)し、必要事項を記入しお持ちください。なお、当日会場にて所定の用紙に記入していただいても結構です。

●メールの使用が困難な方は当館(010-6532-2628)までご相談ください。